

**大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の
改善に関する協議会**

協議経過の中間的な整理

平成18年3月27日

背景・基本的な考え方について

- 大学への早期入学（いわゆる「飛び入学」）は、我が国の教育において形式的な平等が重視される余り、子ども一人一人の個性に応じた教育を進めるという観点からの取組が必ずしも十分ではなかった等の指摘を踏まえ、平成9年の学校教育法施行規則等の一部改正により、数学又は物理学の分野に限定して制度化された。この後、平成13年には、学校教育法等の一部改正により、対象分野を問わず、各大学の自主的な判断において、飛び入学を実施することが可能となっている。
- これまで、平成10年度に千葉大学が、平成13年度に名城大学がそれぞれ飛び入学生の受け入れを開始し、その取組を継続している。加えて、平成17年度入試、平成18年度入試においては、新たに飛び入学制度による学生募集を行う大学が増えつつあるところである。しかし、全体として見て、未だその取組が定着しているとは言い難い状況にある。
- また、高等学校の多様化と選択の幅の拡大により生徒の能力や履修歴等の多様化が進む中、飛び入学という形態以外でも、高等学校の生徒に対して大学レベルの教育研究に触れる機会を与える等、高等学校と大学の連携を拡大することで個人の持つ多様で特色ある能力や個性を効果的に伸ばしていくための取組を進めることが強く求められている。
- これらの状況等を踏まえ、飛び入学制度の適切な運用及びその活用の在り方並びに高等学校と大学との接続において一人一人の能力をより一層伸ばしていくための連携の在り方に関し協議を行うため、平成17年3月に「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続に関する協議会」（以下「協議会」という。）が設置された。協議会としては、これまで、飛び入学や高大連携に関する事例報告の聴取や、千葉大学先進科学研究教育センターへの視察を行いつつ、協議を進めてきたところである。
- この「協議経過の中間的な整理」は、これまでの協議会における論点と現段階での考え方を中間的に整理したものである。今回の「協議経過の中間的な整理」を踏まえ、課題となる論点等について今後とも協議会として更に検討を進め、最終的なとりまとめを目指すこととしたい。

1. 大学への早期入学（飛び入学）と、高等学校と大学との接続における一人一人の能力を伸ばすための連携（高大連携）の検討の視点について

（飛び入学と高大連携における共通点）

- 高等教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する子どもが、大学において学ぶあるいは大学レベルの教育研究に触れることにより、それぞれの子どもの視点に立って一人一人の能力を伸ばすことを目指すという点においては、飛び入学と高大連携は、互いに共通する意味を持つ。
- また、飛び入学に関する課題、高大連携に関する課題は、それぞれの課題の中で閉じているものではなく、相互に関連させながら、他の関連課題とも相俟って論じられていくことが重要と考えられる。

（飛び入学と高大連携において区別して考えるべき点）

- もっとも、飛び入学は、「特に優れた資質を有すると認めるもの」を対象とした、学校教育法体系上例外的な制度であり、選抜の実施や制度の運用等の責任主体は、一義的には大学側となるのに対し、高大連携は大学レベルの教育研究を高等学校の生徒に触れられるという形であるため、高等学校側も責任主体となるものである。したがって、両者は区別して検討を進めることも必要である。

（検討の進め方）

- これらを踏まえ、この「協議経過の中間的な整理」では、飛び入学、高大連携それぞれの詳細についての検討は項を分けて進めながら、飛び入学や高大連携を活用した「高等学校と大学との接続において、一人一人の能力を伸ばす」ための方策について検討することとする。
- 検討の順序としては、
 - i) まず、平成9年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」等の提言を踏まえて新たに制度化され、今後一層の取組が期待される、飛び入学について、
 - ii) 続いて、既に幅広い取組が行われつつある、高大連携の在り方について検討を行い、
 - iii) その上で、これらの飛び入学・高大連携を総合的に捉え、高等学校と大学との接続において一人一人の能力を伸ばすための方策についての今後の検討の方向性についてまとめることとする。

2. 大学への早期入学（飛び入学）制度の適切な運用及びその活用の在り方について

(1) 飛び入学の位置付け

- 21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。かかる中では、先見性・創造性・独創性に富み卓越した人材を養成・確保することが重要である。
- 戦後の我が国の学校教育は、量的にも質的にも著しく普及発展し、我が国の成長と発展に大きく寄与してきたが、全体的な教育水準の向上が重視される中で、年齢に基づく平等性を重視する余り、ややもすれば一人一人の子ども能力・適性に応じた教育を進めるという視点からの取組が必ずしも十分ではないという指摘が従来なされていたところである。
- 以上を踏まえ、大学への飛び入学は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から、特定分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図るために制度化された。
- この大学への飛び入学は、能力・適性に応じたより柔軟な教育の展開による、一人一人の資質の伸長、及び我が国の学校教育全体としての教育の多様化・弾力化を推進する契機となりうるものと考えられる。
- 今後、この飛び入学制度のねらいを果たすことができるよう、適切な形での運用・活用が一層図られる必要がある。
- そのために、以下、これまでの飛び入学の実施状況や現行の大学への飛び入学が抱える諸課題等についての検証を行うとともに、今後の飛び入学制度の更なる活用に向けた検討を進める。

(2) これまでの飛び入学の実施状況等

① 千葉大学・名城大学における取組、取組の評価

- これまで、千葉大学は、平成10年度から平成17年度までの間で、32名の飛び入学生を受け入れ、名城大学も、平成13年度から17年度までの間、19名の飛び入学生を受け入れてきた。
- 例えば千葉大学からの報告によれば、飛び入学生は、多事にわたって意欲が豊富で、自発的に勉学・諸活動に参加しており、極めて躍動的とのことである。加えて、飛び入学生の存在が、一般入学生や教員・事務職員にも意識改革をもたらしているとのことであった。

- また、飛び入学生のうち、千葉大学及び名城大学を既に卒業した者の大半は、現在大学院に進学し学習を継続している。
- 協議会としても、千葉大学の先進科学研究教育センターへの視察を実施し、飛び入学生自身から、飛び入学制度に対する考え方や、大学での学習に対する旺盛な好奇心等を実地に確認した。前例のない制度への取組に対して、一定の評価ができるものと考えられる。
- もっとも、飛び入学制度による人材育成の効果についての本格的な評価は、中長期的観点に立つて行う必要がある、拙速は避けねばならない。今後、飛び入学を実施する大学においては、学校教育法施行規則上規定されている飛び入学制度の運用状況についての自己点検・評価を引き続き行うとともに、協議会としても、どのように現行の飛び入学の取組の評価を行うことが適当であるか検討を進め、評価を行い、その評価結果に基づき更なる改善策を検討する必要がある。

② 平成17年度、18年度からの新実施大学の状況

- 平成17年度入試から昭和女子大学、成城大学、エリザベト音楽大学が飛び入学制度による学生募集を開始し、平成18年度入試から会津大学が同様に募集を開始したところである。
- しかし、例えば、平成17年度の新規募集大学には志願者がいなかったこと等を踏まえると、未だ取組として定着しているとは言えないものと考えられる。

③ これまで飛び入学の件数が伸びてこなかった要因

- これまで飛び入学の件数が伸びてこなかった要因については、複数考えられるところである。例えば、
 - ・ 飛び入学制度を導入することにより、個人・大学・社会にもたらされる効果が明確ではない
 - ・ 大学側の教育目的達成のために、必ずしも飛び入学の実施の必要がない
 - ・ 教育における、年齢に基づく「公平性」「平等性」の考え方が強く存在する
 - ・ 学校教育法施行規則上、飛び入学生を入学させる大学は、出願者が特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の推薦を求める等により、適切に飛び入学制度が運用されるよう工夫を行うものとされているが、飛び入学出願の際にこの推薦を行わない高等学校がある
 - ・ 大学が飛び入学制度の導入による業務の増加を望まない
 - ・ (一般学生と同じ学費で、飛び入学生を対象に、特別に手厚い教育環境を整備することは、) 特に私学では、学生への説明責任に耐えられない

等の点が、その要因として考えられる。

- また、文部科学省において実施した調査結果によると、平成 15 年度現在、全 699 大学・1,773 学部中、飛び入学の実施を検討している大学は、57 大学・112 学部にとどまり、実施の予定はないと回答した大学は、660 大学・1,658 学部となっている。

このうち「実施の予定はない」と回答した学部は、飛び入学実施の検討を行っていない要因について、

- ・飛び入学させることは教育上課題が多いという見解を持っている (36.4 %)
- ・学校教育法第 56 条第 2 項に定める「特に優れた資質を有すると認めるもの」の判断が困難 (31.9 %)
- ・他の大学でもほとんど実施されていない (25.6 %)
- ・関係法令等で大学側に求められている飛び入学させた者への特別な配慮を行うことが困難 (21.2 %)

等の事柄を挙げたところである。

- 今後、飛び入学の適切な形での運用・活用を一層図っていくためには、これらの飛び入学の件数が伸展してこなかった要因の分析を深めることが重要である。引き続き、協議会としてもこの要因の検討を進めるとともに、検討を踏まえ、課題解決のための方策の検討を進めることとする。

(3) 今後の飛び入学制度の在るべき方向性

① 各国及び我が国における大学入学年齢要件の捉え方

- 我が国の学校教育制度上、我が国の大学に入学するためには、正規の学校教育における 12 年の課程を修了しなければならないものとされている。そのため、結果として、原則 18 歳以上でなければ大学に入学できない。
- ただし、我が国においても、大学への飛び入学制度を用いれば、17 歳で大学に入学することも、大学入学年齢要件の特例として現在可能となっている。
- 一方、アメリカ・フランス・ドイツ・中国等の各国においては、年齢による大学入学制限は行われていないことが一般的である。

② 高校生の約 50%が大学又は短期大学に進学する中での位置付け

- 平成 17 年度においては、18 歳人口を基準とした大学と短期大学を併せた進学率は 51.5%にまで達している。
- 進学率の上昇に伴う高等教育の大衆化や高等学校段階までの履修内容の変化等によって、大学入学者について履修歴の多様化が一層進み、このことが

大学入学者の知識・能力等の多様化を招いているとの指摘もある。

- 以上のような中で、多様性を受け止めることができる仕組みを、日本の教育の中にも今後ともなお一層確保していく必要があると考えられる。

③ 人格全体の育成の観点からと、一人一人の能力を伸ばしていく観点からの、適切な方向性

- 上記の各国及び我が国の状況等も鑑み、我が国においても、大学入学年齢要件についてできる限りの柔軟性を持たせる必要があるとの指摘がある。
- 一方、大学入学年齢の低年齢化は、生徒の全人格的成長を妨げないか、受験競争の低年齢化を招かないか、いわゆる「受験エリート化」を助長することにならないか、大学入学後における大学生活に円滑に適応できるか、等の面も考慮する必要がある（もともと、全人格的成長は、高大間の接続部分に集中して論ずるべきものではないことにも留意する必要があり、また、千葉大学・名城大学からの報告によれば、通常より1年早い飛び入学による、全人格的成長面への不安は現段階では感じられないとのことであった。）。
- また、現在の飛び入学制度自体についても、まだ十分に評価ができる段階にまでその取組が定着していない。
- 以上を総合的に踏まえると、大学への飛び入学に係る年齢要件の在り方については慎重に検討することが必要であり、当面、現行の17歳での大学への飛び入学制度を踏まえつつ、生徒一人一人の能力・適性に応じた教育が図られるよう、その促進策を検討し、まず制度の定着を図ることが適切ではないかと考えられる。
- なお、制度の定着や実施の状況を踏まえつつ、将来的には、飛び入学に係る現行の年齢要件の在り方を検討することも考えられる。

(4) 飛び入学制度の活用に向けて

① 飛び入学生の選抜方法、飛び入学生に対する指導体制の在り方の検討（選抜方法）

- 学校教育法施行規則上、飛び入学生を入学させる大学は、出願者が特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、適切に飛び入学制度が運用されるよう工夫を行うものとされている。
- この推薦については、
 - ・ 高等学校等の校長等、出願者の資質を知り得る者からの推薦を求めること等により、特に優れた資質を有するか否かを適切に判断できるようにする

とともに、
・推薦に当たって、大学関係者と高等学校関係者等との積極的な意見交換・連携に努めること
を求めているものである。

- 一方、実際に高校生が大学へ飛び入学することを希望していたが、当該高等学校が推薦を行わなかった事例があるとの指摘もある。

(飛び入学生に対する指導体制)

- 学校教育法上、飛び入学生を受け入れる大学は、「特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること」とされており、この「教育研究上の実績及び指導体制」の具体的内容は、
 - i) 特定の分野における特に優れた資質を伸長するため、適切なカリキュラムを編成するとともに、必要な教員が確保されており、十分な指導体制が整っていること
 - ii) 飛び入学により入学した学生が、様々な分野での基礎的な内容を必要に応じ学習することが可能であるようなカリキュラム及び指導体制が整っていること
 - iii) 学生に対する助言指導又は指導体制が整備されていること
 - iv) 円滑に学位が授与されているなど充実した教育研究活動が行われていること
 - v) 募集を行う学部等から大学院への進学の実績があることと示されている（平成13年12月27日 13文科高第1396号 学校教育法施行規則の一部改正等について）。
- 特に指導体制に関しては、協議会として視察を行った千葉大学・先進科学研究教育センターにおいても、充実した指導体制の下で、飛び入学生に対する教育が行われていたところである。
- 飛び入学生が通常の大学入学生より1歳以上年齢が低いこと等に鑑みれば、大学として上記に掲げられた諸点に留意することは必要と考えられるところであるが、一方で、今後飛び入学制度の一層の活用を促進していく観点に立つと、飛び入学生を対象とした指導体制を必要以上に手厚く求めるべきではないとの指摘もある。

(選抜方法、指導体制の在り方の検討)

- さらに、前述の文部科学省調査結果によると、「飛び入学の実施の予定はない」と回答した大学学部のうち、21.2%が、関係法令等で大学側に求められている飛び入学させた者への特別な配慮（※）を行うことが困難ということを、実施の検討を行っていない要因に挙げていた。
※ここで言う配慮事項は、選抜方法、教育研究上の実績・指導体制や自己

点検・評価の実施等を指す。

- これらを踏まえ、今後、飛び入学制度の趣旨に反した各大学の安易な運用は抑止しつつも、意欲があり優れた生徒の期待に応え、かつ大学や高等学校等に過度の負担を強くない選抜方法、指導体制等の在り方について、協議会として検討を進めていく必要がある。
- むしろ、飛び入学制度の活用が進む中で、飛び入学生によっては、一部科目については一般の大学生に比してより時間をかけた学習が必要となる可能性もあることを踏まえ、飛び入学生を受け入れる大学は、必要に応じて弾力的な学習進度を認める等、柔軟な指導体制を整えることが必要との指摘もある。
- なお、大学へ飛び入学した学生についても、単位制高等学校（定時制又は通信制）における特定の授業科目を聴講生として履修することも制度上可能である。学生の学習状況に応じ、これらの制度の有効活用を検討していくことも考えられる。

② 「特に優れた資質」の具体的な捉え方の検討

- 大学への飛び入学者は、学校教育法上「当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるもの」とされている。
- 具体的に、この「特に優れた資質」とは、特定の分野で他に抜きん出て優れた才能であることを指し、分野により異なるが、例えば、総合化する思考力、構想力、斬新な発想や独創的な考えを提起する力、理解の早さ又は意欲の強さ等の点において極めて高い能力を有すること等が考えられると示されている（平成13年12月27日 13文科高第1396号 学校教育法施行規則の一部改正等について）。
- 飛び入学制度は、一般の学校制度の枠内における取扱ではその個性や才能を十分に発揮できないほどの特に優れた資質を有する者に、大学において高度で専門的な指導を受けさせることによりその才能を一層伸長させることが望まれているものであり、例えば、単に通常の試験で高得点を取るような者をその対象として想定しているものではない。
- 一方で、前述の文部科学省調査結果によると、「飛び入学の実施の予定はない」と回答した大学学部のうち、31.9%が、「特に優れた資質を有すると認めるもの」の判断が困難であることを、実施の検討を行っていない要因に挙げている。また、飛び入学生の推薦を行うこととなる高等学校側にとっても、「特に優れた資質」の判断が困難であり、このことが高等学校側に飛び入学生の推薦を躊躇させることにつながりうるものと考えられる。これらより、「特に優れた資質」を有するか否かの具体的な判断方法の確立を求める指摘もある。
- もとより、「特に優れた資質」の判断方法は国が一律に定めるべきもので

はなく、学問分野ごと及び各大学の個性・特色等により「特に優れた資質」の捉え方は変わり得るものであり、画一的な判断基準を作成することはその性質上困難と考えられる。しかし、我が国の飛び入学制度の趣旨に鑑みたとき、「特に優れた資質」を判断するに際し、例えば分野別の国際的なコンテストの結果の活用等も含め、どのような要素を考慮することが考えられるのか等について、今後、協議会として検討を進めることも有用と考えられる。

- また、実際の飛び入学実施主体である大学・高等学校双方の間においても、「特に優れた資質」について共通理解を持つことができるよう、相互の連携協力を深めていくことが望まれる。

③ 高校生が飛び入学に求める魅力の検証

- 飛び入学制度による学生募集を実施しようとする大学においては、高校生が飛び入学に求める魅力を検証し、この魅力を高めるべく努めることが重要である。
- 協議会が実施した千葉大学・先進科学研究教育センター視察での飛び入学生の意見では、千葉大学への飛び入学については、学生は、1年早く進学できる点に加え、提供される教育メニューの質の高さに魅力を感じていたとのことであった。
- 特に優れた資質を生かし、より早く大学の高度な学問を学びたいと考える一部の生徒の期待にも応えることのできるよう、各大学が、大学の本来の責務である質の高い充実した教育研究の実施、及びその成果の絶え間ない公開を行うことが、結果として高校生の飛び入学への魅力をも高めるのではないかと考えられる。
- 協議会としても、飛び入学の運用・活用方策の検討を進める上で、高校生が求める魅力という観点も踏まえた情報発信の在り方等に留意することが必要である。

④ その他、大学が留意すべきと考えられる事項

- 飛び入学実施大学においては、前述の事項に加え、例えば、
 - ・ 飛び入学生生の全人格的成長の観点から、高等学校と共同して研究を進めるとともに、机上の学習・研究を進めるだけでなく、実験、実習等を特に重視した学習プログラムの機会の提供や、課外活動の取り入れ等を図り、バランスの取れた人格、優れた資質を社会に還元することのできる人材の育成を目指すこと
 - ・ 指導力の高い教職員の育成に努めること
 - ・ 大学のアドミッション・ポリシーの中で、それぞれの大学の個性・特色を踏まえつつ、飛び入学の位置付けの検討を行うこと等も求められる。

(5) その他

① 過去の旧制中学校・旧制高等学校高等科への早期入学等との比較

- 我が国の旧学校制度においては、尋常小学校第5学年修了（通常6年）から旧制中学校への早期入学、旧制中学校第4学年修了（通常5年）から旧制高等学校高等科への早期入学を一般的に認める制度が存在した。
- 昭和5年において旧制中学校への早期入学は、全入学者の0.5%、旧制高等学校高等科への早期入学は全入学者の24.8%であった（ただし、高等教育への進学率自体が当時と現在とでは大きな差があることに留意することが必要である）。
- 一方、現在の飛び入学制度は、高等学校卒業後に大学に進学するという原則を維持しつつ、特定の分野において特に優れた資質を有する者に対してのみ大学進学への途を開くという学校教育体系上例外的な制度である。
- よって、当時と現在の飛び入学はその趣旨及び仕組みが異なるものだが、旧制度下での運用の実態は、今後の飛び入学の運用の在り方を考えていく際の参考となり得るものと考えられる。

② 高等学校卒業の取扱との関係

- 現行制度においては、大学へ飛び入学した学生は、高等学校を中途退学して大学に入学することとなっており、高等学校卒業という取扱にはならない。
- この取扱に対し、大学への飛び入学者にも一定の要件（飛び入学した大学を卒業する、一定の履修単位を大学において修得する等）の下、高等学校卒業の取扱を認めることができれば、飛び入学制度の活用が促進されるのではないかとの指摘もあるが、本指摘については学校教育制度全体の在り方の中で検討すべき課題であり、現在の我が国の学校教育制度を前提とすれば、大学への飛び入学者を高等学校卒業として取り扱うことは困難と考えられる。
- なお、飛び入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合には、学校教育法施行規則上、一定の要件の下、当該学生に対しては大学入学資格が認められており、必要に応じ、本規定を活用することも考えられる。

③ 大学学部の早期卒業・大学院への飛び入学等、大学学部・大学院段階における取組との関係

- 大学学部・大学院段階においては、それぞれの修業年限の原則は維持しつ

つ、

- ・大学学部の早期卒業（学部を3年間（修業年限4年を超える場合は4年間）で卒業することが可能）
- ・大学院への飛び入学（学部在籍3年（医学等を履修する際は4年）の後に、大学院へ入学が可能）
- ・修士課程、博士課程の短期修了

等の制度があり、能力・適性に応じた、柔軟な大学・大学院教育を実施することが可能となっている。また、大学への飛び入学に比べると、これらの制度の活用は進んでいるところである（平成15年度現在、大学学部の早期卒業を実施した大学は29大学、大学院への飛び入学を実施した大学は38大学。）。

- 一人一人の能力・適性に応じた教育の必要性は、高等学校・大学間の接続時に限定して論じられるべきものではない。各大学においては、それぞれの個性・特色を踏まえた上で、大学への飛び入学以外にも、例えば、上記の諸制度の活用を進めること等、多様な方法により、一人一人の能力を伸ばす教育を展開していくことも望まれる。

3. 高等学校と大学との接続における一人一人の能力を伸ばすための連携（高大連携）の在り方について

(1) 高等学校と大学との接続における一人一人の能力を伸ばすための連携の位置付け

- 中高一貫教育や現行学習指導要領の実施等により高等学校の多様化と選択の幅の拡大は更に進展している。この結果、特定の分野について高い能力と強い意欲を持ち、大学レベルの教育研究に触れる機会を希望する生徒の増加が予想される。
- このような生徒の能力・意欲に応じた教育の実現を目指していくためには、「高等学校教育」あるいは「大学教育」のいずれか一面のみから論ずるべきではない。高等学校・大学の双方が、後期中等教育機関・高等教育機関としてそれぞれ独自の目的や役割を有していることを踏まえつつ、高等学校と大学との接続を柔軟に捉え、生徒一人一人の能力を伸ばすための、高等学校・大学双方が連携した教育の在り方を、以下検討していく。

(2) 高等学校と大学の連携の状況

- 高等学校と大学が連携することにより、高校生の大学における学修を高等学校の単位として認定することや、大学へ科目等履修生として高校生を受け入れること等、高校生が大学レベルの教育研究に触れることのできる各種取組については、今後、適切な形で、高校生一人一人の能力・適性に応じつつ、拡大を図っていくことが必要である。
- 現状では、高等学校教員は大学教育の状況についての、大学教員は高等学校教育の状況についての理解が十分とは言えず、お互いのことをよく理解する必要があるとの指摘がある。また、高大連携についての実質的な意義についての理解が、高等学校教員・大学教員の間を広がっていないとの指摘もある。個々の高大連携の取組の振興は、まさに現場の教員の役割にかかっている。今後、高等学校・大学間の相互の理解を深め、個々の高等学校・大学間の連携取組の意味・目的を明確にしていくことが重要である。

(3) 一人一人の能力を伸ばすための、高大連携の促進に向けて

① 高等学校と大学の連携強化の在り方

- 高等学校教員と大学教員の相互理解を促進していくためには、高等学校教

員と大学教員の交流・連携ネットワークが様々な形で構築されることが重要である。

- 現在、高等学校と大学との間における連携協議会等の設置が進みつつあるが、今後、この連携協議会等の設置を一層促進しつつ、連携協議会等を形式的な場にとどまらせることなくその活用を図るとともに、個々の高等学校・大学間での意思疎通を一層推進し、真に個々の高等学校教員・大学教員間での相互理解を深める等、高大連携の取組の実質化を図ることができる具体的な連携の在り方を、協議会として検討することが必要である。
- その他、高大連携を効果的に進めていくためには、高等学校教員・大学教員が随時適切な情報等を入手していくことが重要であることに鑑み、高等学校教員を対象とした各種研修、大学教員を対象としたFD（ファカルティ・ディベロップメント）のプログラムに、それぞれ大学教員・高等学校教員の参加を得ながら、最新の高大連携に関連した内容を加えること等も効果的と考えられる。
- また、例えば、高等学校のPTA活動の中で地域の大学の施設等を活用したり、地域の大学に進学している卒業生の協力を得たりすること等により、地域の高等学校と大学との間の相互理解を深める方策も考えられる。
- 高等学校と大学が連携した人材育成を積極的に進めていくためには、公立高等学校の管理者である教育委員会が果たすべき役割も大きい。連携の多様な在り方に配慮しつつ、高等学校と大学との連携における教育委員会の役割（各高等学校の窓口的機能や財政支援、各種研修の実施等）についても、協議会として検討を進める必要がある。
- また、個々の高等学校と大学との連携を仲介する機能を果たす組織についての検討も重要である。これらの組織の存在は、連携の強化にあたり効果的と考えられ、例えば地域における大学コンソーシアム等の組織が、これらの機能を果たしていくことも期待される。
- なお、連携の在り方を検討するに際しては、大学側から高等学校側への一方向的な支援・連携ではなく、双方向の関係を構築することが重要である。例えば、双方向の連携を構築することにより、高等学校側は大学レベルの教育研究資源の提供を受けることができる一方、大学側も初年次（1年次）教育を進める上で高等学校側の知見の提供を受けることができる。

② 高校生に対して、大学レベルの教育研究に触れる機会の促進

- 現在、高等学校と大学が連携することにより、十分な能力・意欲のある高校生が大学レベルの教育研究に触れることができる取組として、
 - ・ 科目等履修生として、大学の授業科目を受講すること（成果として大学の単位を取得することが可能。大学入学後、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことも可能。）

- ・ 聴講生として、大学の授業科目を受講すること（単位の取得は不可。）
 - ・ 大学が実施する公開講座を受講すること
 - ・ 大学の教員が（ポストク等の参加も得つつ）高等学校に出向き、いわゆる「出前講座」「土曜講座」等の講義や実験実習等を行うこと
 - ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）、サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）等の先進的な事業による、大学等と連携した取組を実施すること
 - ・ インターネットを活用し、大学から高校生に対して講義を配信すること等が考えられる。
- また、高校生の大学等における学修を、学校外における学修として高等学校の単位の認定することも可能となっている。
 - 高等学校・大学は、それぞれの状況に応じ、積極的にこれらに取り組むことが望まれ、協議会としてもそのための更なる促進策の検討を進める必要がある。
 - 高等学校においては、生徒一人一人の能力・意欲を踏まえつつ、教育的観点から、積極的にこれらの取組の機会を生徒に与えていくと同時に、それらの成果をフィードバックした高等学校教育を展開していくことが重要である。
 - 大学においては、これらの取組を通じて、
 - ・ 特定分野で卓越した能力を持つ高校生に機会を提供するという視点にとどまらず、
 - ・ 専門的な事項について強い意欲や関心を持つ高校生に対し高等教育機関が提供する多彩かつ多様な教育に触れる機会を広く提供するという視点が重要である。この際、高等学校教育の状況を踏まえた取組の実施が不可欠である。

（４）連携取組促進のための留意点

① 指導内容・指導体制

- 大学の科目等履修生は、大学における正規の授業科目のうち特定のものを履修する仕組みであるが、あくまで大学の授業科目は、大学生としての４年間の学習を念頭に置き体系的に編成されているものである。高校生に一部の授業科目を科目等履修生として受講させる際には、大学側は高校生の能力・意欲等も踏まえつつ、コース登録等の際して、適切な履修指導を行うことが必要である。例えば、大学の初年次教育の一環として行われている基礎的な

授業科目を履修の核とすること等が考えられる。

- 大学レベルの教育研究に触れることにより、逆に自らの能力に不安を感じてしまう高校生も存在しうるところである。必要に応じ、メンター等の相談体制を整備することが必要と考えられる。
- また、理系と文系において、指導内容・指導体制等の方法も違いうることに留意することが必要である。

② 個々の生徒の能力・意欲の把握

- 高校生に対して大学レベルの教育研究に触れる機会を与える際には、その内容に応じて、対象者の選抜・絞り込みを行うべきもの、ある程度対象者を広く設定してよいものに分けて考える必要がある。
- 例えば、大学の科目等履修生として高校生を受け入れる際には、その成果に対して大学の単位が与えられることから、対象となる高校生が該当する授業科目を履修するに相当の学力を有しているか等について、適切に審査することが必要である。
- 個々の生徒のニーズや能力・意欲を踏まえることなく、一律に大学レベルの教育研究に触れる機会を与えるような取組は、高大連携の趣旨に反し、本来の目的を達成することが困難と考えられる。高等学校教員及び大学教員双方が連携しつつ責任を持ち、個々の生徒の能力・意欲の把握を行うことが不可欠であり、そのための識見が高大連携を実施する高等学校教員・大学教員に求められる。

③ 取組に要する時間、コスト等

- 連携取組の実施に際しては、高校生の履修の実態に配慮することが必要である。学校外学修等として実施するほか、夏季等の休業期間中や土曜日等に集中講義の形態で実施する等、各大学・高等学校は、高校生が履修しやすいような工夫を行うことが重要である。
- 中高一貫教育校（特に中等教育学校、併設型中高一貫教育校）においては、教育課程の特例が設けられ、中高を通した6年間の中で柔軟な教育課程を編成することが可能となっている。例えば、設置者の判断により、大学と連携した特色ある教育を展開していくことも考えられる。
- 一方、例えば、ある高等学校の周辺に大学が存在せず距離的に離れて立地しているような場合、生徒が移動することが困難なため、可能な連携取組にも制約が出てくる。インターネットの活用等により、距離的な問題は一部解消できるが、各大学・高等学校等におけるコスト負担の問題等が引き続き残る。連携取組の促進を検討していく際には、SSH や SPP 等国が行う支援事業の有効活用を進めつつ、協議会としてこれらの地域的な問題、コスト負担等の問題について併せて検討を進めていく必要がある。

④ 大学の単位付与の際の留意点

- 高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会が増えつつある中で、高校生に対して、履修の成果として大学の正規の「単位」を与えようとする試みが見られる。
- しかし、大学の単位は、高等教育機関として正規に提供される授業科目の学修の成果として与えられるものであり、制度上、高校生に対して大学の単位を与えることができるのは、高校生を科目等履修生として受け入れているときに限られることに留意する必要がある。
- もとより、科目等履修生として単位を付与する以外にも、大学は高校生に対し、学修成果として任意の「履修証明」等を発行することは可能であり、これらの活用も考えられる。

(5) その他

① アメリカにおけるアドバンスト・プレースメント (AP) の考え方

- アメリカには、アドバンスト・プレースメント (AP) と呼ばれる、ハイスクールの特に学力優秀な生徒を対象に、在学中に大学レベルの学習機会を与え、所定の試験に合格すれば大学の単位として認定する取組がある（指導は、ハイスクールの教員が行う）。
- 我が国とアメリカでは教育制度が異なり、そのまま AP を取り入れることは困難であるが、高等学校教員自身が大学レベルの授業を行うという考え方自体は、大学教員・高等学校教員の連携の促進、個別教員の力量向上の観点から、参考となりうる点がある。
- AP の考え方を参考としつつ、例えば、高校生がある大学で科目等履修生として取得した単位が、当該大学への入学後のみならず、他の大学へ入学した際も大学入学前の既修得単位として認定することができるよう、各大学間での協定締結の取組が広く進展すれば、より早く大学レベルの教育研究に触れたいと考える能力・意欲ある高校生にとって学習のインセンティブとなりうると考えられる。

② 行政の支援

- 現在、国においては「特色ある大学教育支援プログラム (特色GP) や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム (現代GP)」等の、国公私立大学を通じた大学教育改革を支援するプログラムが整備されている。例えば、地域の高等学校等と連携した取組を行っている大学が、これらの支援プログラムに

申請すること等も可能である。

- その他、国においては、高等学校と大学との間の連携取組や接続の改善を支援するためのプログラムを更に拡充する工夫も必要である。

4. 高等学校と大学との接続において、一人一人の能力を伸ばすための、 早期入学・高大連携の振興について

(飛び入学や高大連携を適切かつ総合的に活用した、一人一人の能力を伸ばす教育の展開)

- ここまで見てきたように、高等学校と大学の接続において、十分な能力と意欲を有する者一人一人を伸ばしていくための方策としては、大学への飛び入学や各種高大連携の取組等、様々なものがある。
- これらの取組を適切かつ総合的に活用することにより、「大学生」「高校生」という枠組みに過度に制約されない、学生や生徒の視点に立つ、一人一人の能力・適性に応じた教育を図ることができると考えられる。
- 例えば、高校生は、その能力・意欲に応じ、大学に飛び入学し「学生」となることが可能である一方、高校生としての身分を持ちつつ、科目等履修生等の形態で「パートタイム学生」としての身分を持つことも可能である。あるいは、特に学生という身分を持たなくとも、公開講座の受講、大学教員の出前講義の受講、SSH の取組等で、大学レベルの教育研究に触れることが可能となっている。多様な取組が考えられる中で、必要に応じ複数の取組を総合的に組み合わせつつ、それぞれの状況に応じた適切な取組を行うことが期待される。
- 以上のような考え方を踏まえ、各高等学校・大学の個性・特色、学生・生徒の能力・意欲等に応じ、飛び入学や高大連携に係る各種の取組の適切かつ総合的な活用を促し、一人一人の能力を伸ばすための教育の推進に資するよう、これらの取組の総合的振興方策について、協議会として今後検討を進めていくことが必要である。

(今後の検討の方向性)

- 今後とも、協議会としては、今回の「協議経過の中間的な整理」で引き続き検討を進めることとした、飛び入学及び高大連携に関する以下の事項を始めとする内容について協議を続け、飛び入学制度の弾力的・柔軟な活用や高大連携の更なる促進を図ることとする。

(飛び入学)

- ・ 現行の飛び入学の取組の評価の在り方
- ・ これまで飛び入学の件数が伸びてこなかった要因
- ・ 選抜方法、指導体制等の在り方
- ・ 「特に優れた資質」の捉え方

(高大連携)

- ・ 高等学校と大学との間の連携取組の実質化

- ・高等学校と大学との連携における教育委員会や大学コンソーシアム等の役割
 - ・高校生が大学レベルの教育研究に触れる各種機会の促進策
 - ・高大連携に係る地域的な問題、コスト負担等の問題
- その上で、一人一人の能力を伸ばすための、飛び入学・高大連携に係る取組の総合的振興方策について、具体的な検討を進めることとする。

参考資料

1. 大学への飛び入学制度について（概要）
2. 各大学における飛び入学の実施状況
3. 各大学における飛び入学の検討状況について
4. 高等学校と大学との連携の現状について
5. 高大の接続の改善・連携促進に関連する取組の状況
6. 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会について
（平成17年3月18日 初等中等教育局長・高等教育局長 裁定）
7. 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会 委員名簿
8. 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会 これまでの
協議経過の概要

大学への飛び入学制度について (概要)

【趣旨】

一人一人の能力・適性に応じて、その能力の伸長を図る教育の推進



特に優れた資質を有する者に対して、早期から大学教育を受けさせることにより、その資質を伸張



我が国の学校教育全体として、教育の多様化・柔軟化を推し進める契機として期待

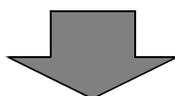
【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること（学校教育法第56条第2項）
- ・高校に2年以上在学したこと（学校教育法施行規則第69条の4）

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること（学校教育法第56条第2項）
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること（学校教育法施行規則第69条の2）
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと（学校教育法施行規則第69条の3）



飛び入学が可能

各大学における飛び入学の実施状況

(注) 募集学部・募集学科は平成18年度入試のもの

<平成17年度以前から実施している大学>

【千葉大学】

1. 募集学部（募集学科）：文学部（行動科学科）・理学部（物理学科）・工学部（2年次終了後、電子機械工学科、情報画像工学科、都市環境システム学科、デザイン工学科、メディカルシステム工学科の各学科に配属）

2. 実績

	受験者数	入学者数	内 訳
平成10年度	11名	3名	工学部3名
平成11年度	14名	3名	理学部2名、工学部1名
平成12年度	17名	3名	理学部2名、工学部1名
平成13年度	8名	3名	理学部3名
平成14年度	14名	2名	理学部2名
平成15年度	10名	3名	理学部1名、工学部2名
平成16年度	19名	8名	理学部2名、工学部4名、文学部2名
平成17年度	19名	7名	理学部2名、工学部1名、文学部4名

【名城大学】

1. 募集学部（募集学科）：理工学部（数学科）

2. 実績

	受験者数	入学者数	内 訳
平成13年度	4名	4名	理工学部4名
平成14年度	5名	5名	理工学部5名
平成15年度	9名	5名	理工学部5名
平成16年度	2名	2名	理工学部2名
平成17年度	3名	3名	理工学部3名

<平成17年度入試において新たに飛び入学制度による学生募集を実施した大学>

【昭和女子大学】

1. 募集学部（募集学科）：人間文化学部（日本語日本文学科、英語コミュニケーション学科、歴史文化学科）・人間社会学部（心理学科、福祉環境学科、現代教養学科）・生活科学部（生活環境学科）

【成城大学】

1. 募集学部（募集学科）：文芸学部（英文学科）

【エリザベト音楽大学】

1. 募集学部（募集学科）：音楽学部（音楽文化学科、演奏学科）

※上記3大学については、いずれも平成17年度入試においては実際の志願者は無し。

<平成18年度入試から新たに飛び入学制度による学生募集を実施した大学>

【会津大学】

1. 募集学部（募集学科）：コンピュータ理工学部（学部一括募集）

各大学における飛び入学の検討状況について (平成15年度現在)

○ 飛び入学実施に関する検討状況 (全 699 大学 1,773 学部中)

既に飛び入学をさせている	2 大学 3 学部
実施を検討している	57 大学 112 学部
現時点では実施の予定はない	660 大学 1658 学部

○ 「現時点では実施の予定はない」と回答した学部 (全 1658 学部) において、検討をしていない理由 (1 学部から複数回答あり)

学校教育法第56条第2項第1号に定める大学院が置かれていない	166 学部 (10.0%)
学校教育法第56条第2項に定める「特に優れた資質を有すると認めるもの」の判断が困難	529 学部 (31.9%)
関係法令及び通知で大学側に求められている飛び入学させた者への特別な配慮を行うことが困難	352 学部 (21.2%)
飛び入学させることは教育上課題が多いという見解を持っている	603 学部 (36.4%)
他の大学でもほとんど実施されていない	425 学部 (25.6%)
関心がない	111 学部 (6.7%)
その他	308 学部 (18.6%)

※「その他」と回答した具体的理由の例 (自由記述回答)

- ・ 時期尚早である。
- ・ 現状では要望が多くない。
- ・ 後期中等教育における基礎学力形成を重視。
- ・ 精神的成熟を必要とする分野もあるので。
- ・ 飛び入学に関する優先度が低い。
- ・ 早期卒業制度を導入しているため、飛び入学は必要ない。

高等学校と大学との連携の現状について

高等学校においては、大学との連携の下、特定の分野等に関心を示す生徒に対し、①科目等履修生や聴講生等として大学レベルの教育を履修する機会を与えることや、②大学の教員が高等学校において、学校紹介や講義を実施することなどの取組が進められている。

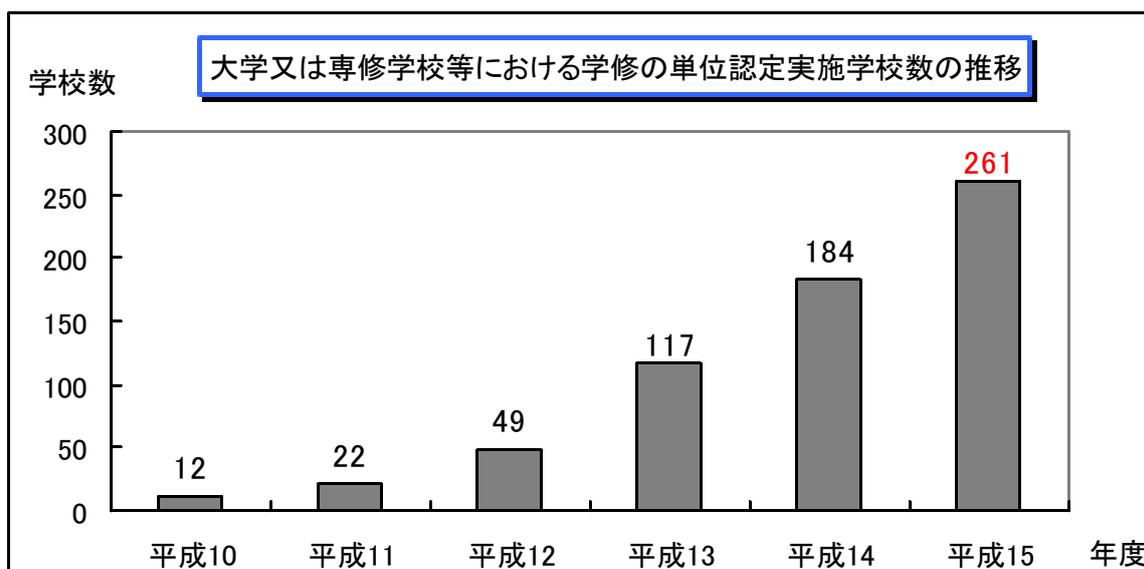
このような取組は年々増加しており、生徒に多様な学習の機会を与えることで、自己の能力、適性等を見極めさせることにより、将来を見通した進路選択が可能となるなどの効果が上がっている。

1 高等学校と大学との連携の現状

(1) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修を高等学校の単位として認定

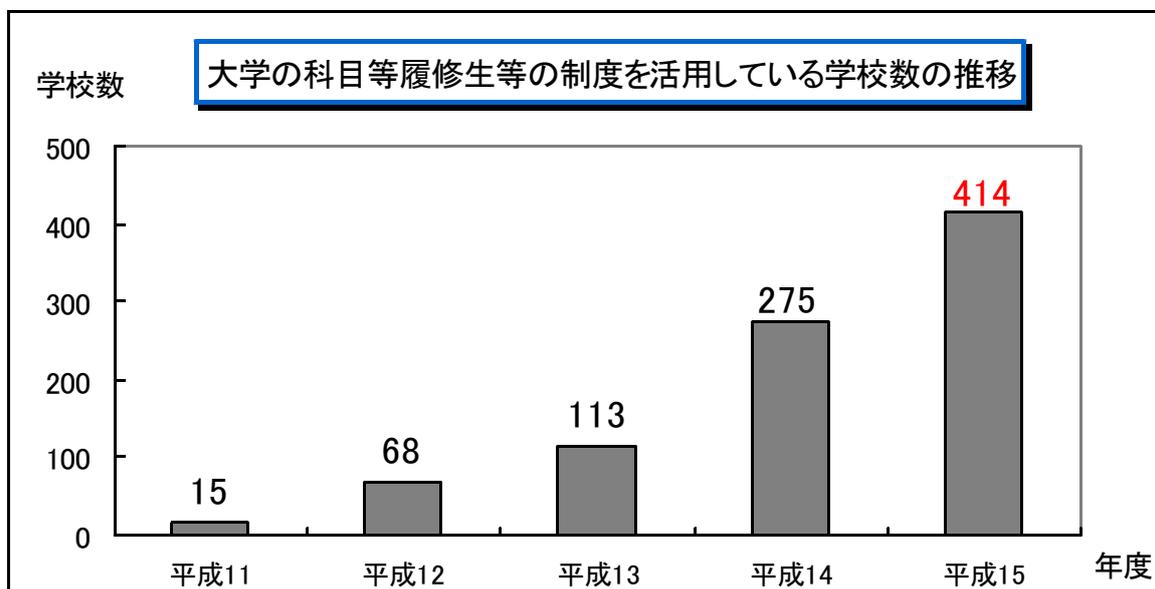
- 平成10年度より、大学等における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修及び公開講座における学修を、高等学校の単位として認めることができる制度を導入した。さらに、平成17年度より、これらの学修に係る認定可能な単位数の上限を、従来の20単位から36単位に拡大した。

- 平成15年度実施校：261校



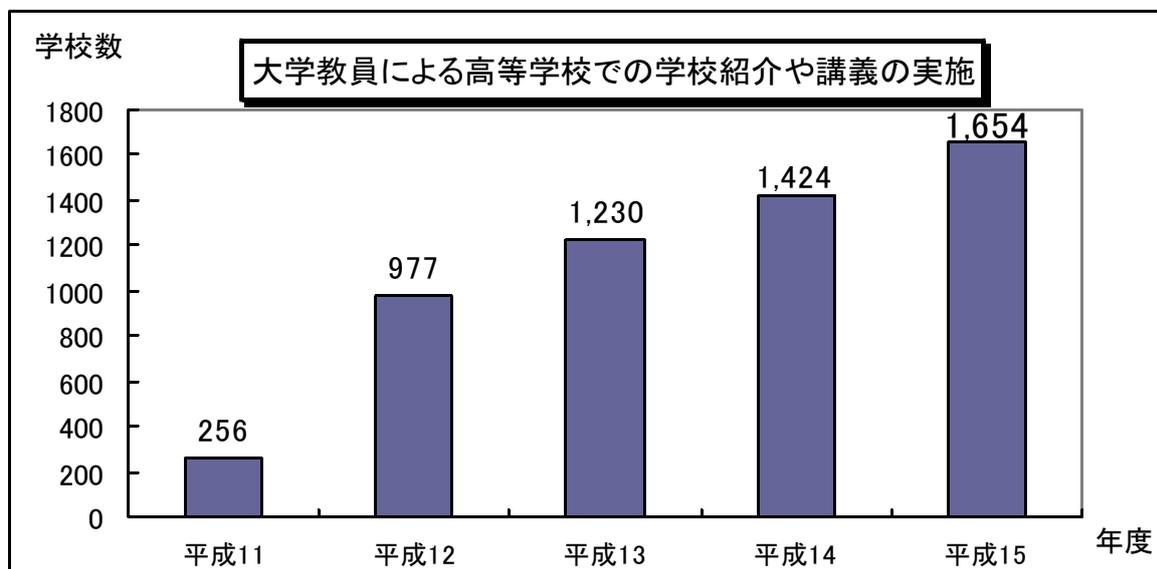
(2) 大学の科目等履修生、聴講生又は公開講座などの制度の活用
(高等学校で単位認定しているものを除く)

○ 平成15年度実施校：414校



(3) 大学教員による高等学校での学校紹介や講義の実施

○ 平成15年度実施校：1,654校



(4) 高等学校と大学との間における連携協議会等の設置

○ 平成15年度設置都道府県・指定都市：41都道府県6市

2 取組の具体例（平成15年度）

（1）大学における学修の単位認定（和歌山県）

和歌山県においては、県教育委員会と和歌山大学が協定書を締結し、平成15年度は21校で公立高等学校の生徒を対象とした授業公開、集中講座や土曜講座などにおける学修を単位認定。（受講生徒数 延べ282名）

（実施校の例）

高等学校名	大学名	高校の科目名	単位数	受講者数	大学の科目名
田辺高校	和歌山大学	社会探究	1	24	紀南講座（前期）
		理科探究	1	13	紀南講座（後期）
		和大公開講座	1	3	紀南講座（前期）
		和大公開講座	1	4	紀南講座（後期）
粉河高校	和歌山大学	自然科学基礎	1	68	自然科学基礎
		人間と世界	1	80	人間と世界

（2）高等学校と大学との連携（岩手県）

岩手県では、「学力向上プロジェクト」の一環として、生徒の学ぶ意欲や関心を喚起し、学力の向上を図るとともに、大学についての理解を深め、進路意識を高める観点から、県教育委員会と県内5大学（岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学）とが協定書を締結し、大学と協力し、高大連携に関する基本調査や高校生に大学における高度な学習の機会を提供する事業を実施。

①大学における高校生のための公開講座の実施

○ウインター・セッションの実施（3日間）

- ・「柔軟な発想と大きな視野を求めて」、「今日の社会現象から福祉課題を学ぶ」
「いわて学入門」など
- ・受講生徒数 延べ274名

②高大連携推進会議の開催

○平成16年度以降の高大連携の在り方等について協議

大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会について

平成17年 3 月 18日

初等中等教育局長 裁定
高等教育局長

1. 趣旨

大学への早期入学（飛び入学）制度の適切な運用及びその活用の在り方並びに高等学校と大学との接続において一人一人の能力をより一層伸ばしていくための連携の在り方に関し、協議を行う。

2. 協議事項

- (1) 大学への早期入学（飛び入学）制度の適切な運用及びその活用の在り方について
- (2) 高等学校と大学との接続における一人一人の能力を伸ばすための連携の在り方について
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙に掲げる高等学校及び大学の関係者並びに学識経験者の参加を得て、上記2の事項について協議を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者の参加を得ることができる。

4. 実施期間

平成17年3月18日から平成18年3月31日までとする。

5. その他

この協議に関する庶務は、初等中等教育局初等中等教育企画課の協力を得て、高等教育局大学振興課において処理する。

高大の接続の改善・連携促進に関連する取組の状況

関係する主な答申等

臨教審第一次・第二次・第四次答申(昭60~62)

・大学入学資格について、自由化・弾力化の方向に沿って、検討を進める。

大学教育の改善について(平3. 2月 大学審議会)

・大学において、パートタイムの形式で大学教育を受ける機会を拡大することが必要。

新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について(平3. 4月 中教審)

・特定分野に関しては、特に能力の伸長の著しい中等教育段階の生徒に対して大学レベルの教育研究に触れる機会を与えることが望ましい。

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第二次答申)(平9 中教審)

・18歳未満であっても、教育上の例外措置として、一定の条件の下、大学入学資格を認めることが適当。

21世紀の大学像と今後の改革方策について(平10 大学審議会)

・各大学において、高校段階の生徒に対し、大学レベルの教育に触れる機会を広く提供することが望ましい。

初等中等教育と高等教育との接続の改善について(平11 中教審)

・高等学校と大学の連携を拡大し、個人の持つ多様で特色ある能力や個性を効果的に伸ばしていくことが必要。(高等学校の生徒が大学レベルの教育を履修する機会の拡大等)

教育改革国民会議報告(平12)

・原則18歳となっている大学入学年齢制限を撤廃する。

我が国の高等教育の将来像(平17 中教審)

・高等教育と初等中等教育との接続に留意することは、今後ますます重要。

主な取組の進捗状況

制度改正・文科省事業関係

平3

○科目等履修生制度の創設

・当該大学の学生以外のもので一又は複数の授業科目を履修する者(高校生を含む)に対し、大学が単位を与えることができることとした。(大学設置基準第31条)

○大学入学前の既修得単位の認定

・学生が当該大学に入学する前に大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該大学入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとした。(大学設置基準第30条)

平6~ 教育上の例外措置に関するパイロット事業

・高校レベルの生徒を対象に、大学レベルの教育研究に触れる機会を提供。(公開講座やセミナーの開催、科目等履修生の受け入れ、巡回指導など)

平9 飛び入学制度の創設

(学校教育法施行規則の改正。数学と物理に対象分野限定)

平10 高校において、大学等における学修を単位認定

・大学等での科目等履修生、聴講生としての学修を高等学校の単位として認定可能に。(学教法施行規則第63条の4等)

平13 飛び入学の対象分野撤廃

(学校教育法第56条等の改正)

平14~

○スーパーサイエンスハイスクール(SSH)

○スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(SELHi)

・前者は科学技術、理科・数学教育、後者は英語教育を重点的に高校で実施。それぞれ、大学等との効果的な連携方策等についての研究も含めた取組を実施。

○サイエンス・パートナーシップ・プログラム(SPP)

・高校等と大学等の連携により、児童生徒の科学技術・理科・数学に関する興味・関心等を一層高める機会の充実を目指す取組(調査研究)を実施。

平17 高校において大学等における学修の認定可能単位数の拡大

(学教法施行規則第63条の5等の改正)

その他、大学・高校の自主的な取組(非制度事項)

【凡例】

制度改正事項

文科省事業事項

高校・大学の自主的な取組

○高校生を大学へ聴講生として受入

○高校生も対象とした公開講座の実施

○大学教員による高校での講義等の実施

○高校と大学との間における連携協議会等の設置

等

・飛び入学(平17年度入試): 学生募集実績5大学(うち2大学が学生受入) ・科目等履修生(平15): 659大学(うち高校生受入24大学)、18,720人(うち高校生590人) ・聴講生(平15): 209大学(うち高校生受入11大学)、5783人(うち高校生47人)
 ・高校において、大学、高専又は専修学校等学校外における学修を単位認定(平15): 34都道府県2政令市261高校
 ・高校において大学の科目等履修生、聴講生又は公開講座等の制度を活用(高校で単位認定をしているものを除く)(平15): 39都道府県5政令市414高校
 ・大学教員による高校での学校紹介や講義等の実施(平15): 47都道府県11政令市1654高校 ・高校と大学との間における連携協議会(平15): 公立高校一大学間41都道府県6政令市 国・私立高校一大学間32都道府県 ・SSH(平17): 42都道府県2政令市82高校
 ・SELHi(平17): 46都道府県1政令市116件119高校 ・SPP(平16): 47都道府県5政令市263高校 高校生1万9千人

大学への早期入学及び高等学校・大学間の
接続の改善に関する協議会委員名簿

(五十音順・敬称略:平成18年3月現在)

上田 高弘	立命館大学高大連携推進室長・教学部副部長 (日本私立大学団体連合会)
上野 信雄	千葉大学先進科学研究教育センター長
大塚 雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター教授
(副座長) 荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
佐々木 恒男	青森公立大学学長 (公立大学協会)
佐藤 健太郎	千葉県教育委員会教育長 (全国都道府県教育長協議会副会長)
佐藤 徹	東京都立戸山高等学校長 (全国高等学校進路指導協議会)
四方 義啓	名城大学教授
菅井 邦明	東北大学理事・副総長 (国立大学協会)
鈴木 一男	愛知県立高蔵寺高等学校長 (全国高等学校長協会)
(座長) 丹保 憲仁	放送大学学長
氷上 信廣	麻布中学校・麻布高等学校長 (日本私立中学高等学校連合会)
藤井 久丈	社団法人全国高等学校PTA連合会会長
松下 俱子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
吉田 文	メディア教育開発センター教授

大学における早期入学及び高等学校・大学間の接続の
改善に関する協議会
これまでの協議経過の概要

第1回 平成17年 4月22日（金）

- 座長の選任等
- 自由討議

第2回 平成17年 8月 8日（月）

- 飛び入学の実施状況について（事例報告）
 - ・千葉大学先進科学研究教育センター長 上野信雄委員
 - ・名城大学教授 四方義啓委員

視察 平成17年10月19日（水）

- 千葉大学先進科学研究教育センター視察
（飛び入学生との意見交換等）

第3回 平成17年12月 5日（月）

- 高大連携について（事例報告）
 - ・東京都立戸山高等学校長 佐藤徹委員
 - ・愛知県立高蔵寺高等学校長 鈴木一男委員
 - ・麻布中学校・麻布高等学校長 氷上信廣委員
 - ・立命館大学高大連携推進室長・教学部副部長 上田高弘委員

第4回 平成18年 1月30日（月）

- 本協議会における論点整理（案）の協議

第5回 平成18年 3月10日（金）

- 協議経過の中間的な整理（案）の協議